別紙２

いじめ発生時の対応

いじめ 発見・相談 → **生活指導担当 管理職** → **いじめ防止委員会** ⇄ **学校運営協議会 小樽市教育委員会**

事実確認
- 加害・被害児童
- 場所、時刻（時間）
- 内容
- 背景、要因
- 期間

→ **情報共有** → **指導体制 方針決定** → **対　応**

児童への指導・支援
保護者との連携
心理・福祉の専門家等との連携

→ 再発防止

被害児童への対応

1 辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る
2 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、「仕返し等の不安感を取り除き、具体的支援内容を示し、学校は味方であることを示す。
3 必ず解決できる希望がもてることを伝える
4 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する
5 自立を支援し、自己理解を深め、いじめを克服させる

被害児童の保護者への対応

・速やかに正確な事実を通知し、今後の対応について保護者の思いを聞き、誠意ある対応で、信頼関係を構築する
・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
・学校の方針への理解を求める
・今後も家庭との連携を図る

加害児童への対応

1 頭ごなしに決めつけず、事実関係、いじめた気持ち、児童の背景にも目を向け指導する
2 いじめは決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを認識させる指導をする
3 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させるとともに粘り強い指導を行う
4 警察への相談、通報すべき事案の場合は速やかに関係機関と連携する
5 表面的な解決だけを見ず、継続的に必要な指導を行う

加害児童の保護者への対応

・速やかに正確な事実を通知し、家庭での話し合いを促す
・保護者の心情を理解し、訴えを十分に聴く
・いじめを防止する方法について、保護者と協議する
・具体的な助言を与え、立ち直りへ協力を求める
・被害児童への謝罪等について話し合う

傍観者への対応（学級・学年等）

・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲介者への転換を促す
・見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
・クラスで被害児童の心の苦しさを理解させるとともに、止められなかった心の弱さにも焦点を当てながら指導する
・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、児童作文等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの 問題として意識させる

インターネット上でのいじめが発生した時の対応

いじめ発見・相談

書き込みの確認、内容保存

→ **掲示板管理者へ削除依頼（利用規約を確認し学校のパソコン等から行う）**

削除がされない場合

→ **警察に相談・依頼 人権擁護委員会 等に相談**

＜児童に対しての指導ポイント＞
1　掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
2　匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）
3　インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、ＬＩＮＥ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ等で書いた誹謗・中傷は、削除されない場合があること、位置情報を発したまま書き込みを行うことは、ストーカー被害遭う等の犯罪に巻き込まれる場合があること等の指導をする。
※その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携を進める。